

# 伊勢原市パートナーシップ宣誓者のパートナーに対する災害弔慰金の支給に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年伊勢原市条例第31号。以下「条例」という。）の適用を受けないパートナーシップ宣誓者の一方が、災害により死亡した場合に、その者のパートナーに災害弔慰金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ宣誓者 伊勢原市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱（令和5年伊勢原市告示第92号）の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をした者をいう。
- (2) 災害 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）第1条に規定する災害をいう。
- (3) パートナー パートナーシップ宣誓者の一方が災害により死亡した時点において、その者の相手方であって、その者と同居しているものをいう。

## (災害弔慰金の支給)

第3条 市は、パートナーシップ宣誓者の一方が災害により死亡したときは、その者のパートナーに対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

## (災害弔慰金の額)

第4条 災害弔慰金の額は、当該死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなるパートナーの生計を主として維持していた場合にあつては5,000,000円とし、その他の場合にあつては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に条例第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

## (死亡の推定)

第5条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第4条の規定を準用する。

## (支給の制限)

第6条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

## (支給の手續)

第7条 市長は、災害弔慰金を支給するときは、災害弔慰金支給調査表（別記様式）により調査し、支給を行うものとする。

2 市長は、本市の区域外で死亡したパートナーシップ宣誓者のパートナーに災害弔慰金を支給しようとするときは、当該パートナーに対し死亡地の官公署が発行する被災証明書提出を提出させるものとする。

3 市長は、災害弔慰金の支給を受けるパートナーが市民でない場合には、当該パートナーに対しパートナーであることを証明する書類を提出させるものとする。

附 則（令和5年5月31日告示第108号）

この告示は、令和5年7月1日から施行する。

別記様式(第7条関係)

災害弔慰金支給調査表

死亡者に関する事項	ふりがな			生年月日	年 月 日
	死亡者の氏名				
	死亡した年月日	年 月 日		住所	
	死亡(行方不明)者の状況	災害名			死亡した場所
状況					
パートナー等に関する事項	氏名	住所		備考 ※年収	
支給に関する事項	支給金額	円		支給日	年 月 日
	支給場所				
	災害弔慰金を支給したパートナーについて	氏名			
住所					

備考	
----	--